茨城県報　第１３４２号

平成14年２月28日
木　曜　日

目　　次

規　　則

ページ

◉生活福祉資金貸付事業の補助に関する条例施行規則の一部を改正する規則（厚生総務課）……………… 2

（教育委員会）

◉茨城県教育職員免許状規則の一部を改正する規則…………………………………………………………… 3
◉茨城県教育委員会の任命に係る技能労務職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則……………… 4

告　　示

◉指定居宅サービス事業者の変更（高齢福祉課）……………………………………………………………… 5
◉指定居宅介護支援事業者の変更（高齢福祉課）……………………………………………………………… 5
◉大規模小売店舗立地法に基づく意見に係る公告（５件）（商業流通課）　………………………………… 5
◉定款変更の認可（農村計画課）………………………………………………………………………………10
◉建設業法による営業停止処分（監理課）……………………………………………………………………10
◉道路の区域の変更（道路維持課）……………………………………………………………………………10
◉車両制限令の規定に基づく道路の指定（道路維持課）……………………………………………………11
◉急傾斜地崩壊危険区域の指定（２件）（河川課）　…………………………………………………………12
◉軽油引取税に係る特約業者の指定取消し（県税事務所）……………………………………………………14
◉土地改良事業の適当決定（２件）（土地改良事務所）　……………………………………………………14
◉土地改良事業の認可（土地改良事務所）………………………………………………………………………15

（選挙管理委員会）

◉政治団体の設立届出……………………………………………………………………………………………15
◉政治団体の届出事項の異動届出………………………………………………………………………………15
◉政治団体の解散届出……………………………………………………………………………………………16
◉資金管理団体の指定届出………………………………………………………………………………………16
◉資金管理団体の指定の取消しの届出…………………………………………………………………………16

公　　告

◉特定非営利活動法人の設立の認証申請に関する公告（生活文化課）………………………………………17
◉県営土地改良事業計画の変更（２件）（農村計画課）　……………………………………………………17
◉落札者等の公示（出納第二課）………………………………………………………………………………18

訓　　令

◉茨城県自治研修所宿泊施設利用規程の一部を改正する訓令（人事課）……………………………………18

正　　誤

◉平成14年１月31日付け茨城県報第1334号中…………………………………………………………………19

規　則

茨城県規則第6号

生活福祉資金貸付事業の補助に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成14年2月28日

茨城県知事　橋　本　昌

生活福祉資金貸付事業の補助に関する条例施行規則の一部を改正する規則

第1条　生活福祉資金貸付事業の補助に関する条例施行規則（昭和36年茨城県規則第73号）の一部を次のように改正する。

第2条の次に次の1条を加える。

（特別の事情）

第2条の2　条例第2条第5項第2号の規則で定める特別の事情は，就労するために必要な知識及び技能を習得していることとする。

別表に次のように加える。

(9)　離職者支援資金

貸付対象	貸付限度額	据置期間	償還期限〔据置期間経過後〕
失業者世帯	月額　200,000円以内〔単身世帯の場合月額　100,000円以内〕	最終の貸付けの日から6月以内	5年以内

備考　貸付期間は，生計中心者の離職の日から2年（第2条の2に規定する特別の事情がある場合には，3年）を経過した日の属する月までの期間中1年以内（生計中心者が就労した日の属する月の翌月を含む。）とする。

様式第4号中

「

災害援護資金					

」を

「

災害援護資金					
離職者支援資金					

」に

改める。

様式第6号中

「

災害援護資金			

」を

「

災害援護資金			
離職者支援資金			

」に

改める。

様式第8号中

「

災害援護資金								

」を

「

災害援護資金								
離職者支援資金								

」に，

「

災害援護資金									

」を

「

災害援護資金									
離職者支援資金									

」に，

「

災害援護資金										

」を

「

災害援護資金										
離職者支援資金										

」に，

「災害援護資金」を「災害援護資金
離職者支援資金」に改める。

様式第9号中「災害援護資金」を「災害援護資金
離職者支援資金」に改める。

第2条　生活福祉資金貸付事業の補助に関する条例施行規則の一部を次のように改正する。

様式第8号中「看護婦」を「看護師」に改める。

付　則

1　この規則中，第1条及び次項の規定は公布の日から，第2条の規定は平成14年3月1日から施行する。

2　第1条の規定による改正後の生活福祉資金貸付事業の補助に関する条例施行規則の規定は，平成13年12月25日から適用する。

（教　育　委　員　会）

茨城県教育委員会規則第2号

茨城県教育職員免許状規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成14年2月28日

茨城県教育委員会委員長　　増　田　一　也

茨城県教育職員免許状規則の一部を改正する規則

茨城県教育職員免許状規則（平成元年茨城県教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

第21条第3項第2号の表基礎資格の欄中「看護婦養成施設」を「看護師養成施設」に改める。

付　則

この規則は，平成14年3月1日から施行する。

〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰

茨城県教育委員会規則第3号

茨城県教育委員会の任命に係る技能労務職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成14年2月28日

茨城県教育委員会委員長　増　田　一　也

茨城県教育委員会の任命に係る技能労務職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則

茨城県教育委員会の任命に係る技能労務職員の給与等に関する規則（昭和38年茨城県教育委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

別表第9を次のように改める。

別表第9　期末手当の加算割合表（第10条）

1　3月に支給する期末手当の加算割合表

給　料　表	職　員	加算割合
現業職給料表（一）	職務の級が5級の職員のうち，給与条例第22条第1項に規定する基準日（以下この表において「基準日」という。）の属する年度の4月1日において52歳に達している者及び基準日の属する年度の4月1日において51歳に達している者で当該年度の3月1日において在職33年以上のもの	100分の10
	職務の級が4級以上の職員（上記の職員を除く。）及び職務の級が3級の職員のうちその者の受ける給料月額が11号給以上の者	100分の5
現業職給料表(二)	職務の級が4級の職員のうち，基準日の属する年度の4月1日において52歳に達している者及び基準日の属する年度の4月1日において51歳に達している者で当該年度の3月1日において在職33年以上のもの	100分の10
	職務の級が3級以上の職員（上記の職員を除く。）及び職務の級が2級の職員のうちその者の受ける給料月額が19号給以上の者	100分の5

2　6月及び12月に支給する期末手当の加算割合表

給　料　表	職　員	加算割合
現業職給料表(一)	職務の級が5級の職員のうち基準日の属する年度の4月1日において52歳に達している者	100分の10
	職務の級が4級以上の職員（上記の職員を除く。）及び職務の級が3級の職員のうちその者の受ける給料月額が11号給以上の者	100分の5
現業職給料表(二)	職務の級が4級の職員のうち基準日の属する年度の4月1日において52歳に達している者	100分の10
	職務の級が3級以上の職員（上記の職員を除く。）及び職務の級が2級の職員のうちその者の受ける給料月額が19号給以上の者	100分の5

付　則

この規則は，公布の日から施行する。

告　示

茨城県告示第183号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条の規定に基づき，下記のとおり変更届出があったので，告示する。

平成14年2月28日

茨城県知事　橋　本　昌

事業者の名称	事業所の名称	指定時の事業所の所在地	サービスの種類	変更事項	変更年月日
株式会社　日本ドライ	株式会社　日本ドライ茨城支店	水戸市見川町2131番地318	福祉用具	（事業所の名称）株式会社　日本ドライ　介護用品のスマイル	平成14年1月11日
有限会社　恵友メディカルサポート	恵友メディケア研究所指定訪問介護事業所	稲敷郡茎崎町高見原2丁目3番152	訪問介護	（事業所の所在地）つくば市上横場2573番地180,（事業所番）0872000567	平成14年1月1日

茨城県告示第184号

介護保険法（平成9年法律第123号）第82条の規定に基づき，下記のとおり変更届出があったので，告示する。

平成14年2月28日

茨城県知事　橋　本　昌

事業者の名称	事業所の名称	指定時の事業所の所在地	サービスの種類	変更事項	変更年月日
有限会社　恵友メディカルサポート	恵友メディケア研究所指定居宅介護支援事業所	稲敷郡茎崎町高見原2丁目3番152	居宅介護支援	（事業所の所在地）つくば市東2丁目5番地17（事業所番）0872000542	平成14年1月1日

茨城県告示第185号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定に基づく市町村の意見の概要について，同条第3項の規定に基づき次のとおり公告する。

なお，意見書は，本日から1月間茨城県商工労働部商業流通課及び県北地方総合事務所商工労政課において縦覧に供する。

平成14年2月28日

茨城県知事　橋　本　昌

1　大規模小売店舗の概要

(1)　大規模小売店舗の名称及び所在地

名　称　カスミ田尻店

所在地　日立市田尻町3丁目903番1

(2)　届出の概要

ア　届出の種類及び届出の公告日

変更の届出（附則第５条第１項）

平成13年12月６日

イ　変更しようとする事項

(ｱ)　大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

（変更前）　開店時刻　午前10時

閉店時刻　午後９時

（変更後）　開店時刻　午前９時

閉店時刻　午後10時

(ｲ)　来客が駐車場を利用することができる時間帯

（変更前）　午前９時45分～午後９時15分

（変更後）　午前８時45分～午後10時15分

ウ　届出年月日

平成13年11月20日

２　市町村の意見

市町村名	意見の概要	理由
日立市	特になし	

〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰

茨城県告示第186号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第８条第４項の規定に基づき県が述べた意見の概要について，同条第６項の規定に基づき次のとおり公告する。

なお，意見書は，本日から１月間茨城県商工労働部商業流通課及び県北地方総合事務所商工労政課において縦覧に供する。

平成14年２月28日

茨城県知事　橋　本　　昌

１　大規模小売店舗の概要

(1)　大規模小売店舗の名称及び所在地

名　称　ワンダーステーション日立店

所在地　日立市東滑川町４－2263－３　外

(2)　届出の概要

ア　届出の種類及び届出の公告日

新設の届出（第５条第１項）

平成13年７月12日

イ　大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

氏名又は名称	住所	代表者氏名
株式会社ワンダーコーポレーション	つくば市西大橋599－１	小林哲美

ウ　大規模小売店舗の新設をする日

平成14年２月28日

エ　大規模小売店舗内の店舗面積の合計

3,581㎡

オ　大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(ア)　駐車場の収容台数　　　　　211台

(イ)　駐輪場の収容台数　　　　　　50台

(ウ)　荷さばき施設の面積　　　　　65㎡

(エ)　廃棄物等の保管施設の容量　　20㎥

カ　大規模小売店舗の施設の運営に関する事項

(ア)　大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

（開店時刻）　午前10時

（閉店時刻）　午後９時

(イ)　来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前９時30分～午後９時

(ウ)　駐車場の出入口の数

１箇所

(エ)　荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午後９時～午後10時

キ　届出年月日

平成13年６月27日

2　意見の概要

意見なし

茨城県告示第187号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第８条第４項の規定に基づき県が述べた意見の概要について，同条第６項の規定に基づき次のとおり公告する。

なお，意見書は，本日から１月間茨城県商工労働部商業流通課及び県北地方総合事務所商工労政課において縦覧に供する。

平成14年２月28日

茨城県知事　　橋　　本　　　　昌

1　大規模小売店舗の概要

(1)　大規模小売店舗の名称及び所在地

名　称　（仮称）百合が丘マーケットプレイス

所在地　水戸市百合が丘町８－３　外

(2)　届出の概要

ア　届出の種類及び届出の公告日

新設の届出（第５条第１項）

平成13年７月23日

イ　大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

氏名又は名称	住所	代表者氏名
株式会社スーパーカドヤ	東茨城郡美野里町羽鳥2737	岡崎光男
寺島薬局株式会社	つくば市天久保2丁目17番地の5	田口武

ウ　大規模小売店舗の新設をする日
　平成14年3月6日
エ　大規模小売店舗内の店舗面積の合計
　3,091㎡
オ　大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
　(ア)　駐車場の収容台数　225台
　(イ)　駐輪場の収容台数　90台
　(ウ)　荷さばき施設の面積　199㎡
　(エ)　廃棄物等の保管施設の容量　25㎥

カ　大規模小売店舗の施設の運営に関する事項
　(ア)　大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
　　（開店時刻）　午前9時
　　（閉店時刻）　午後10時
　(イ)　来客が駐車場を利用することができる時間帯
　　午前8時30分～午後10時15分
　(ウ)　駐車場の出入口の数
　　4箇所
　(エ)　荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
　　午前6時～午後9時
キ　届出年月日
　平成13年7月5日
2　意見の概要
　意見なし

茨城県告示第188号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第4項の規定に基づき県が述べた意見の概要について，同条第6項の規定に基づき次のとおり公告する。

なお，意見書は，本日から1月間茨城県商工労働部商業流通課及び県北地方総合事務所商工労政課において縦覧に供する。

平成14年2月28日

茨城県知事　橋本　昌

1　大規模小売店舗の概要
(1)　大規模小売店舗の名称及び所在地
　笠間ショッピングセンター
　笠間市赤坂8番地

⑵　届出の概要

ア　届出の種類及び届出の公告日

変更の届出（附則第５条第１項）

平成13年８月23日

イ　変更しようとする事項

㈠　大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

（変更前）　開店時刻　午前10時（年間30日は午前９時）

閉店時刻　午後８時（年間120日は午後９時）

（変更後）　開店時刻　午前９時

閉店時刻　午後11時

㈡　来客が駐車場を利用することができる時間帯

（変更前）　午前９時30分～午後８時30分（年間120日は午前９時30分～午後９時30分）

（変更後）　午前８時30分～午後11時30分

ウ　届出年月日

平成13年８月１日

２　意見の概要

駐車場出入口Ａ，Ｂ及び南西側駐車区画付近に，午後９時以降南西側駐車区画に駐車しないよう来客に促す看板を設置するなど，適切な対応策を講ずること。

〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰

茨城県告示第189号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第８条第４項の規定に基づき県が述べた意見の概要について，同条第６項の規定に基づき次のとおり公告する。

なお，意見書は，本日から１月間茨城県商工労働部商業流通課及び県西地方総合事務所商工労政課において縦覧に供する。

平成14年２月28日

茨城県知事　　橋　　本　　　　　昌

１　大規模小売店舗の概要

⑴　大規模小売店舗の名称及び所在地

新下妻ショッピングセンター

下妻市堀籠972－１

⑵　届出の概要

ア　届出の種類及び届出の公告日

変更の届出（附則第５条第１項）

平成13年７月９日

イ　変更しようとする事項

㈠　大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

（変更前）　開店時刻　午前10時（年間30日は午前９時）

閉店時刻　午後８時（年間180日は午後９時）

（変更後）　開店時刻　午前９時

閉店時刻　午後11時

(ｲ)　来客が駐車場を利用することができる時間帯

（変更前）　午前9時30分～午後8時30分（年間180日は午前9時30分～午後9時30分）

（変更後）午前8時45分～午後11時15分

ゥ　届出年月日

平成13年6月19日

2　意見の概要

国道側出入口Ａを，閉店時刻である午後11時で閉鎖すること。

茨城県告示第190号

平成14年1月18日付けで，入沼土地改良区から申請があった定款変更を，土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により平成14年2月20日認可した。

平成14年2月28日

茨城県知事　橋　本　　昌

茨城県告示第191号

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項の規定による営業停止処分をしたので，同法第29条の5第1項の規定により次のとおり公告する。

平成14年2月28日

茨城県知事　橋　本　　昌

1　処分をした年月日　平成14年2月21日

2　処分を受けた者

(1)　商　　　号　有限会社海老金工務店

(2)　所　在　地　久慈郡金砂郷町下宮河内807番地

(3)　代表者の氏名　海老根　良　一

(4)　建設業許可番号　茨城県知事許可（般・特－13）第889号

3　処分の内容

建設業の営業の全部停止（平成14年3月7日から平成14年3月20日まで2週間）

4　処分の原因となった事実

(1)　一括下請負

(2)　主任技術者の専任義務違反

(3)　現場代理人の常駐義務違反

(4)　工事経歴書の虚偽記載

(5)　経営事項審査時の提出書類の虚偽記載

(6)　主任技術者の職務不履行

茨城県告示第192号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定の基づき，道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は，平成14年2月28日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成14年2月28日

茨城県知事　橋　本　　昌

１　道路の種類　　一般国道
２　路　線　名　　349号
３　道路の区域

区　　間	旧新の別	敷地の幅員	延　長	摘　要
水戸市金町１丁目665番１地先から 水戸市金町１丁目404番地先まで	旧	メートル 最大　56.5 最小　17.5	メートル 216	
	新	最大　56.5 最小　29.5	216	現道拡幅
水戸市金町１丁目665番１地先から 水戸市梅香２丁目910番８地先まで	旧	最大　－ 最小　－	－	
	新	最大　43.0 最小　9.5	721	地下道設置

茨城県告示第193号

車両制限令（昭和36年政令第265号）第３条第１項第２号イの規定に基づき，通行する車両の総重量の最高限度が車両の長さ及び軸距に応じ最大25トンである道路を，下記のとおり指定する。

平成14年２月28日

茨城県知事　橋　本　　昌

１　指定する道路の路線名及び区間
　次表のとおり

路　線　名	区　　間
一般国道124号	茨城県鹿嶋市宮中314番４地先から 茨城県鹿嶋市宮中5255番２地先まで
一般国道125号	茨城県稲敷郡東町西代1190番１地先から 茨城県稲敷郡東町幸田1682番地先まで
主要地方道　北茨城インター線 （69号）	茨城県北茨城市磯原町豊田881番地先から 茨城県北茨城市華川町中妻379番地先まで
一般県道　新宿新田総和線 （124号）	茨城県猿島郡三和町大字上片田868番２地先から 茨城県猿島郡総和町大字上大野765番７地先まで
一般県道　中里岩井線 （125号）	茨城県猿島郡猿島町大字生子2169番１地先から 茨城県岩井市大字借宿453番４地先まで
一般県道　猿島郡水海道線 （135号）	茨城県岩井市大字幸田新田4298番１地先から 茨城県岩井市大字猫実1514番１地先まで
一般県道　高崎岩井線 （136号）	茨城県猿島郡猿島町大字沓掛7170番３地先から 茨城県岩井市大字弓田431番１地先まで
一般県道　岩井野田線 （142号）	茨城県岩井市大字長谷2637番８地先から 茨城県岩井市大字小山1672番１地先まで

路　線　名	区　間
一般県道　新川江戸崎線 （206号）	茨城県稲敷郡江戸崎町古渡2435番地先から 茨城県稲敷郡江戸崎町佐倉3289番1地先まで
一般県道　伏木岩井線 （215号）	茨城県岩井市大字長須3437番1地先から 茨城県岩井市大字岩井4847番1地先まで
一般県道　古河総和線 （250号）	茨城県猿島郡総和町大字女沼290番4地先から 茨城県猿島郡総和町大字下大野2003番3地先まで
一般県道　岩井菅生線 （252号）	茨城県岩井市大字神田山1376番7地先から 茨城県水海道市菅生町字上野3053番3地先まで
一般県道　幸手境線 （267号）	茨城県猿島郡五霞町大字元栗橋5971番10地先から 茨城県猿島郡五霞町大字元栗橋1887番1地先まで
一般県道　西関宿栗橋線 （268号）	茨城県猿島郡五霞町大字川妻1571番1地先から 茨城県猿島郡五霞町大字川妻2167番61地先まで
一般県道　豊岡佐和停車場線 （284号）	茨城県那珂郡東海村豊岡字道ノ上119番1地先から 茨城県ひたちなか市高野字西河野583番1地先まで
一般県道　小山菅生小絹停車場線 （329号）	茨城県岩井市大字小山1672番1地先から 茨城県岩井市大字矢作3085番2地先まで

2　指定する期日　　平成14年4月1日

茨城県告示第194号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定に基づき，次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。

なお，その関係図書は，茨城県土木部河川課（ダム砂防室）及び茨城県潮来土木事務所において縦覧に供する。

平成14年2月28日

茨城県知事　橋本　昌

1　区域の名称

沼尾2地区　　急傾斜地崩壊危険区域

2　土地の範囲

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から標柱6号までを順次結んだ線，標柱6号と標柱7号を市道224号線及び市道109号線境界線に沿って結んだ線，標柱7号から標柱9号までを順次結んだ線及び標柱9号と標柱1号を結んだ線に囲まれた区域。

市郡名	町村名	大字名	字　名	地　番	標柱番号	備　考
鹿嶋市		沼　尾	横　田	488 488－1	①	境界線上の点
〃		〃	家　崎 中　山	897 897－1 地番なし	②	境界線上の点
〃		〃	前　石	1148	③	

市郡名	町村名	大字名	字　名	地　番	標柱番号	備　考
鹿嶋市		沼　尾	前　石	1134 1134－1 1134－２	④	
〃		〃	南　崎	907－２	⑤	
〃		〃	〃	907－２ 市道224号線	⑥	境界線上の点
〃		〃	横　田	459－1～10 市道109号線	⑦	境界線上の点
〃		〃	〃	465	⑧	
〃		〃	〃	485	⑨	

茨城県告示第195号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第３条第１項の規定に基づき，次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。

なお，その関係図書は，茨城県土木部河川課（ダム砂防室）及び茨城県潮来土木事務所において縦覧に供する。

平成14年２月28日

茨城県知事　橋　本　昌

1　区域の名称

谷地区　急傾斜地崩壊危険区域

2　土地の範囲

次に掲げる地番の土地に存する標柱１号から標柱７号までを順次結んだ線，標柱７号と標柱８号を市道231号線北側境界線に沿って結んだ線，標柱８号から標柱10号までを順次結んだ線及び標柱10号と標柱１号を結んだ線に囲まれた区域。

市郡名	町村名	大字名	字　名	地　番	標柱番号	備　考
潮来市		大　生	前　谷	11	①	
〃		〃	〃	13－１	②	
〃		〃	谷	15	③	
〃		〃	〃	18－イ	④	
〃		〃	前　谷	620－ロ	⑤	
〃		〃	〃	38	⑥	
〃		〃	〃	39－１ 市道231号線	⑦	境界線上の点
〃		〃	谷	2137 市道231号線	⑧	境界線上の点
〃		〃	前　谷	17	⑨	
〃		〃	〃	16	⑩	

茨城県告示第196号

地方税法（昭和25年法律第226号）第700条の６の４第３項の規定により次のとおり軽油引取税に係る特約業者の指定の取消しを行ったので，茨城県県税条例施行規則（昭和34年茨城県規則第107号）第33条の３の規定により告示する。

平成14年２月28日

茨城県境県税事務所長　高　橋　　久

県　名	特約業者の氏名又は名称	主たる事務所又は事業所の所在地	特約業者の指定の取消し年月日
茨　城	風見シティガスエネルギー株式会社	茨城県岩井市岩井2172	平成13年12月１日

茨城県告示第197号

湖南土地改良区から平成14年１月18日付けで認可申請のあった古渡５地区土地改良事業については，土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第９項において準用する同法第８条第１項の規定により平成14年２月７日適当と決定した。

なお，関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成14年２月28日

茨城県江戸崎土地改良事務所長　舛　井　　操

１　縦覧に供する書類

湖南土地改良区定款の写し

古渡５地区土地改良事業計画書の写し

２　縦覧の期間

平成14年２月28日から

平成14年３月28日まで

３　縦覧の場所

江戸崎町役場

茨城県告示第198号

友部町長から平成14年１月24日付け施行協議のあった基盤整備促進事業（かんがい排水）小原地区については，土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の２第５項において準用する同法第８条第１項の規定により平成14年１月31日適当と決定した。

なお，関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成14年２月28日

茨城県水戸土地改良事務所長　栗　原　宏　之

１　縦覧に供する書類

小原地区土地改良事業計画書の写し

２　縦覧の期間

平成14年３月１日から

平成14年３月29日まで

３　縦覧の場所

　友部町役場

茨城県告示第199号

　平成13年11月５日付けで，河間土地改良区から認可申請のあった国府田地区土地改良事業（かんがい排水）については，土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第９項において準用する同法第10条第１項の規定により平成14年１月28日認可した。

　　平成14年２月28日

茨城県下館土地改良事務所長　宇　都　義　治

（選挙管理委員会）

茨城県選挙管理委員会告示第11号

　政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第６条第１項の規定による政治団体の設立届出が次のようにあったので，同法第７条の２第１項の規定により告示する。

　　平成14年２月28日

茨城県選挙管理委員会委員長　足　立　　裕

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
水戸武心会	柴山研司	森田洋毅	水戸市住吉町232-12	H14. 1.21
飯田正憲後援会	飯田正三	飯田民男	西茨城郡岩間町市野谷１-１	H14. 1.23
畠ひろし後援会	山崎貞美	萱橋　昭	筑波郡伊奈町大字谷井田2754	H14. 1.25

茨城県選挙管理委員会告示第12号

　政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第７条の規定による政治団体の届出事項の異動届出が次のようにあったので，同法第７条の２第１項の規定により告示する。

　　平成14年２月28日

茨城県選挙管理委員会委員長　足　立　　裕

	政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
新	こくぼ忠男後援会	渕岡好治			H14. 1. 9
旧		真下良岳			
新	大和田知裕後援会	大和田知裕			H14. 1. 9
旧		佐藤正義			
新	川田弘二後援会			稲敷郡阿見町2910-１	H14. 1. 18
旧				稲敷郡阿見町大字実穀1341	
新	明るい豊かな市政をつくる高萩市民の会	田村　実			H14. 1.22
旧		原　礼三			
新	自由民主党内原町支部	大高道夫			H14. 1.23
旧		原田真人			

	政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
新	小林宏後援会	小　林　　勇			H14. 1.28
旧		浅　野　良　夫			
新	喜設会	備　海　清　行			H14. 1.28
旧		浅　野　信　夫			
新	小野やすひろ後援会			つくば市花畑2-2-7	H14. 1.30
旧				つくば市鹿島台5-2C棟	

茨城県選挙管理委員会告示第13号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定による政治団体の解散届出が次のようにあったので，同法第17条第3項の規定により告示する。

平成14年2月28日

茨城県選挙管理委員会委員長　足　立　　裕

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
塚原捷夫後援会	塚　原　捷　夫	塚　原　捷　夫	岩井市岩井4394-2	H14. 1.30

茨城県選挙管理委員会告示第14号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第2項の規定による資金管理団体の指定届出が次のようにあったので，同法第19条の2第1項の規定により告示する。

平成14年2月28日

茨城県選挙管理委員会委員長　足　立　　裕

届出者氏名（代表者氏名）	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	届出年月日
大和田　知　裕	茨城県議会議員	大和田知裕後援会	日立市大久保町1－6－11	H14. 1. 9

茨城県選挙管理委員会告示第15号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項の規定による資金管理団体の指定の取消しの届出が次のようにあったので，同法第19条の2第1項の規定により告示する。

平成14年2月28日

茨城県選挙管理委員会委員長　足　立　　裕

届出者氏名（代表者氏名）	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	届出年月日
塚　原　捷　夫	岩井市議会議員	塚原捷夫後援会	岩井市岩井4394-2	H14. 1.30

公　　告

◉特定非営利活動法人の設立の認証申請に関する公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第７号）第10条第１項の規定に基づき，特定非営利活動法人の設立の認証申請について，次のとおり申請があったので，同条第２項の規定により公告する。

なお，当該申請に係る同条第１項第１号，第２号イ，第５号，第10号及び第11号に掲げる書類は，平成14年４月19日まで，茨城県生活環境部生活文化課県民運動推進室（水戸市三の丸１丁目５番38号　茨城県三の丸庁舎）において公衆の縦覧に供する。

平成14年２月28日

茨城県知事　橋　本　　昌

1　申請のあった年月日

平成14年２月19日

2　申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人　エチオピアの未来の子供

3　代表者の氏名

タスファイエ・ガライヤ

4　主たる事務所の所在地

茨城県東茨城郡内原町大字大足990番地の１

5　定款に記載された目的

この法人は，エチオピアの人々に対して農業知識や技術を指導することにより恒常的な食料不足の解消を図るとともに，自然災害の発生等による被害に対し援助物質の供給等の支援活動を行う。

さらには，国内外のボランティア団体と連携し国際援助活動を行うことにより，国際社会の発展に寄与することを目的とする。

◉県営土地改良事業計画の変更

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の３第１項の規定に基づき，県営本新地区土地改良事業につき計画を変更した。

なお，関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成14年２月28日

茨城県知事　橋　本　　昌

1　縦覧に供する書類

変更後の県営本新地区土地改良事業（土地改良総合整備事業・農業用道路整備）計画書の写し

2　縦覧の期間

平成14年３月１日から平成14年３月29日まで

3　縦覧の場所

東町役場及び桜川村役場

◉県営土地改良事業計画の変更

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の３第１項の規定に基づき，県営本新地区土地改良事業につき計画を

変更した。

なお，関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成14年2月28日

茨城県知事　橋　本　　昌

1　縦覧に供する書類

変更後の県営本新地区土地改良事業（土地改良総合整備事業・農業用用排水施設整備）計画書の写し

2　縦覧の期間

平成14年3月1日から平成14年3月29日まで

3　縦覧の場所

東町役場及び桜川村役場

◉落札者等の公示

次のとおり落札者等について公示します。

平成14年2月28日

茨城県知事　橋　本　　昌

〔掲載順序〕

① 落札又は随意契約に係る物品等又は特定役務の名称及び数量　②契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地　③落札者又は随意契約の相手方を決定した日　④落札者又は随意契約の相手方の氏名及び住所　⑤落札金額又は随意契約に係る契約金額　⑥契約の相手方を決定した手続　⑦一般競争入札又は指名競争入札によることとした場合には，茨城県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則第4条第1項の公告又は第5条第1項の公示を行った日　⑧その他必要な事項

①更衣ロッカー　127式　②出納事務局出納第二課　水戸市笠原町978番6　③平成14年2月1日　④株式会社　ボンベルタ伊勢甚　水戸市泉町1丁目6番22号　⑤38,700,000円（消費税及び地方消費税抜き額）　⑥一般競争入札　⑦平成13年12月20日　⑧最低価格

訓　　　令

茨城県訓令第2号

茨城県自治研修所宿泊施設利用規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成14年2月28日

茨城県知事　橋　本　　昌

茨城県自治研修所宿泊施設利用規程の一部を改正する訓令

茨城県自治研修所宿泊施設利用規程（昭和47年茨城県訓令第9号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の1項を加える。

2　前項の規定にかかわらず，茨城県自治研修所長（以下「所長」という。）が特に必要と認めた者は，同項に規定する者の利用を妨げない範囲内において，宿泊施設を利用することができる。

第3条中「茨城県自治研修所長（以下「所長」という。）」を「所長」に改める。

付　則

この訓令は，平成14年４月１日から施行する。

正　　誤

平成14年１月31日付け茨城県報第1334号中次のとおり誤りがあったので訂正する。

ページ	行	誤	正
6	下から15	20㎡	25㎡

毎週月・木曜日発行（緊急事項は号外発行 休日の場合は繰下発行）（定価送料とも1月 金 3，060円）
発行 茨城県
購読申込先 〒310－8555 茨城県水戸市笠原町978番6
茨城県総務部総務課
電話番号 029（301）1111（代）